信州大学学則（案）

（平成16年４月７日信州大学学則第１号）

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　組織（第４条－第15条の２）
第３章　職員及び組織の長（第16条－第24条の２）
第４章　運営組織（第25条）
第５章　学年，学期及び休業日（第26条－第28条）
第６章　修業年限及び在学期間（第29条－第31条）
第７章　入学（第32条－第41条）
第８章　教育課程の編成方針，履修方法等（第42条－第52条）
第９章　卒業，学位及び教育職員免許状（第53条－第56条）
第10章　休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第57条－第63条）
第11章　賞罰（第64条・第65条）
第12章　学生寄宿舎（第66条・第67条）
第13章　科目等履修生（第68条－第74条）
第14章　研究生（第75条－第80条）
第15章　聴講生（第81条－第86条）
第16章　特別聴講学生（第87条－第93条）
第17章　外国人留学生（第94条－第97条）
第18章　授業料，入学料，検定料及び寄宿料（第98条－第102条）
第19章　通信教育，特別の課程及び公開講座（第103条－第104条）
第20章　補則（第105条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　信州大学（以下「本学」という。）は，教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り，学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

２　本学は，その目的を実現するための教育研究を行い，その成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする。

（自己点検及び自己評価）

第２条　本学は，その教育研究水準の向上に資するため，本学の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

２　本学は，前項の点検及び評価の結果について，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

３　第１項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は，別に定める。

（教育研究活動の公表等）

第３条　本学は，教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため，その教育研究活動の状況を公表するものとする。

２　本学は，本学の教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって，積極的に情報を提供するものとする。

第２章　組織

（学部）
第４条　本学に，次の学部を置く。
人文学部
教育学部
経済学部
理 学 部
医 学 部
工 学 部
農 学 部
繊維学部
（全学教育機構）
第４条の２　本学に，全学教育機構を置く。
（大学院）
第５条　本学に，大学院を置く。
２　大学院に関する学則等は，別に定める。
（附属図書館）
第６条　本学に，附属図書館を置く。
２　附属図書館に，次の図書館を置く。
中央図書館
教育学部図書館
医学部図書館
工学部図書館
農学部図書館
繊維学部図書館
（附属病院）
第７条　医学部に，附属の教育研究施設として，附属病院を置く。
（学部附属の教育研究施設）
第８条　本学に，学部附属の教育研究施設として，次の施設を置く。

教育学部	志賀自然教育研究施設，教育実践総合センター
農 学 部	アルプス圏フィールド科学教育研究センター
繊維学部	農場，高分子工業研究施設

（共同利用）
第８条の２　前条に掲げる農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センターは，他の大学等の利用に供することができるものとする。
２　前項に関し必要な事項は，別に定める。
（系，学科，課程又はコース）
第９条　学部に，次の系，学科又は課程を置く。

人文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程
	特別支援学校教員養成課程
	生涯スポーツ課程
	教育カウンセリング課程
経済学部	経済学科
	経済システム法学科
理 学 部	数理・自然情報科学科
	物理科学科
	化学科
	地質科学科
	生物科学科

物質循環学科
医 学 部　医学科
保健学科
工 学 部　機械システム工学科
電気電子工学科
土木工学科
建築学科
物質工学科
情報工学科
環境機能工学科
農 学 部　食料生産科学科
森林科学科
応用生命科学科
繊維学部　繊維・感性工学系　先進繊維工学課程
感性工学課程
機械・ロボット学系　機能機械学課程
バイオエンジニアリング課程
化学・材料系　応用化学課程
材料化学工学課程
機能高分子学課程
応用生物科学系　生物機能科学課程
生物資源・環境科学課程

第９条の２　人文学部人文学科に，次のコースを置く。
哲学・芸術論コース
文化情報論・社会学コース
心理学・社会心理学コース
歴史学コース
比較言語文化コース
英米言語文化コース
日本言語文化コース

（講座）
第10条　第９条の学科又は課程に専攻分野による講座，部門又は分野を置くことができる。この場合において，当該講座，部門又は分野については，別に定める。

（収容定員）
第11条　学部の学科，課程又はコースの収容定員，入学定員及び編入学定員は，別表第１のとおりとする。

（学内共同教育研究施設）
第12条　本学に，学内共同教育研究施設として，次の施設を置く。
高等教育研究センター
地域共同研究センター
国際交流センター
ヒト環境科学研究支援センター
山岳科学総合研究所
ｅ－Ｌｅａｒｎｉｎｇセンター

２　前項の学内共同教育研究施設に関する規程は，別に定める。

（附属学校）
第13条　教育学部に，次の附属学校を置く。
附属幼稚園
附属長野小学校

附属松本小学校
附属長野中学校
附属松本中学校
附属特別支援学校

（事務組織）

第14条　本学に，事務組織を置く。

２　事務組織に関する規程は，別に定める。

（総合健康安全センター）

第15条　本学に，学生及び職員の健康，安全及び衛生に関する業務を行うための施設として，総合健康安全センターを置く。

２　総合健康安全センターに関する規程は，別に定める。

（総合情報センター）

第15条の２　本学に，全学の情報化推進に関する業務を行うための施設として，総合情報センターを置く。

２　総合情報センターに関する規程は，別に定める。

第３章　職員及び組織の長

（職員の種類）

第16条　本学に，次の職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手
副園長
副校長
教頭
主幹教諭
教諭
養護教諭
事務職員
技術職員
技能職員
医療技術職員
看護職員

（学部長）

第17条　学部に，学部長を置き，その学部の教授会構成員のうち教授の職にある者をもって充てる。

（学科長）

第18条　学部の学科に，学科長を置くことができる。

２　学科長は，その学部の教授会構成員のうち教授の職にある者をもって充てる。

（系長及び課程長）

第18条の２　繊維学部の系に系長を，課程に課程長を置くことができる。

２　系長及び課程長は，繊維学部の教授会構成員のうち教授の職にある者をもって充てる。

（附属図書館長及び図書館長）

第19条　附属図書館に，附属図書館長を置き，本学の教授をもって充てる。

２　第６条第２項に定める各図書館に，図書館長を置き，本学の教授又は准教授をもって充

てる。ただし,中央図書館長については,附属図書館長が兼任するものとする。

（附属病院長）

第20条　医学部の附属病院に，病院長を置き，医学部の教授会構成員のうち教授の職にある者をもって充てる。

（学部附属の教育研究施設の長）

第21条　学部附属の教育研究施設に長を置き，その学部の教授又は准教授をもって充てる。

（学内共同教育研究施設の長）

第22条　学内共同教育研究施設に長を置き，本学の教授をもって充てる。

２　前項に規定するほか，高等教育研究センターにあっては，国立大学法人信州大学組織に関する規則（平成17年３月３日国立大学法人信州大学規則第５号）に規定する副理事をもって充てる。

（附属学校の長）

第23条　教育学部の附属学校に校長（幼稚園にあっては，園長とする。）を置き，教育学部の教授をもって充てる。

（総合健康安全センター長）

第24条　総合健康安全センターにセンター長を置き，本学の教授をもって充てる。

（総合情報センター長）

第24条の２　総合情報センターにセンター長を置き，総合情報センターの教授又は教授に相当する教員をもって充てる。

第４章　運営組織

（教授会）

第25条　各学部及び全学教育機構に，学部又は全学教育機構の教育又は研究に関する重要事項を審議するため，教授会を置く。

２　教授会に関し必要な事項は，別に定める。

第５章　学年，学期及び休業日

（学年）

第26条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

（学期）

第27条　学年を次の２学期に分ける。

前学期　４月１日から９月30日まで

後学期　10月１日から翌年３月31日まで

２　前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は，各学部及び全学教育機構の事情により，学長が変更することができる。

（休業日）

第28条　休業日は，次のとおりとする。

一　日曜日

二　土曜日

三　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

四　春季休業

五　夏季休業

六　冬季休業

２　前項第４号から第６号までの期間は，学長が別に定める。

３　第１項に定めるもののほか，学長は，臨時の休業日を定めることができる。

第６章　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第29条　修業年限は，４年とする。

２　前項の規定にかかわらず，医学部医学科の修業年限は，６年とする。
（修業年限の通算）
第30条　第68条第１項に規定する科目等履修生（大学（短期大学を含む。）の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位（第33条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を修得した者が本学に入学する場合において，当該単位の修得により学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，第52条第１項の規定により本学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数，その修得に要した期間その他学部が必要と認める事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，前条に定める修業年限の２分の１を超えてはならない。
（在学期間）
第31条　学生は，８年（医学部医学科の学生にあっては，12年）を超えて在学することができない。
２　前項の規定にかかわらず，第37条，第38条又は第39条の規定により入学した学生は，第41条により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第７章　入学

（入学の時期）
第32条　入学の時期は，学年又は学期の始めとする。
（入学資格）
第33条　入学資格者は，次の各号の一に該当する者とする。
一　高等学校を卒業した者
二　中等教育学校を卒業した者
三　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
四　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第153号）
五　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
六　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
七　文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
八　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
九　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの
（入学の出願）
第34条　本学への入学を志願する者は，所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
（入学者の決定）
第35条　前条の入学志願者については，別に定めるところにより，選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第36条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。
２　学長は，前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。
（編入学及び再入学）

第37条　次の各号の一に該当する者で，本学への入学を志願する者がある場合（次条に規定する編入学を除く。）は，選考の上，相当年次に入学を許可することがある。
一　学士の学位を有する者
二　大学を退学した者
三　短期大学，高等専門学校，旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）
五　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
六　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第７条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

（第３年次編入学）
第38条　次の各号の一に該当する者で，別表第１収容定員表に定める人文学部の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。
一　学士の学位を有する者
二　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者
三　短期大学，高等専門学校，旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）
五　学校教育法施行規則附則第７条の規定により大学の３年次に編入学できる者

２　次の各号の一に該当する者で，別表第１収容定員表に定める経済学部経済学科の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。
一　学士の学位を有する者
二　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者
三　短期大学又は高等専門学校を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）
五　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

３　次の各号の一に該当する者で，別表第１収容定員表に定める経済学部経済システム法学科の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。
一　学士の学位を有する者
二　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者
三　短期大学を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）
五　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

４　次の各号の一に該当する者で，別表第１収容定員表に定める理学部の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。

一　学士の学位を有する者
二　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者
三　短期大学又は高等専門学校を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）
五　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者
六　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

5　次の各号の一に該当し，かつ，別に定める出願資格を有する者で，別表第１収容定員表に定める医学部保健学科の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。
一　学士の学位を有する者
二　短期大学を卒業した者
三　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

6　次の各号の一に該当する者で，別表第１収容定員表に定める工学部の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。
一　学士の学位を有する者
二　大学に２年以上在学し,所定の単位を修得した者
三　短期大学又は高等専門学校を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）
五　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者
六　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

7　次の各号の一に該当する者で，別表第１収容定員表に定める農学部の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。
一　学士の学位を有する者
二　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者
三　短期大学又は高等専門学校を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）
五　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

8　次の各号の一に該当する者で，別表第１収容定員表に定める繊維学部の第３年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可する。
一　学士の学位を有する者
二　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者
三　短期大学又は高等専門学校を卒業した者
四　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者に限る。）

五　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者
六　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

（転入学）

第39条　他の大学に在学している者で，本学への入学を志願する者がある場合は，選考の上，相当年次に入学を許可することがある。

2　前項に定めるもののほか，我が国において，外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。）で，本学への入学を志願する者がある場合は，選考の上，相当年次に入学を許可することがある。

（転学部及び転学科等）

第40条　本学の学生で，他の学部に転学部を志願する者がある場合は，選考の上，相当年次に転学部を許可することがある。

2　転学科又は転課程を志願する者がある場合は，選考の上，これを許可することがある。

（編入学，再入学，転入学等の場合の取扱い）

第41条　第37条から前条までの規定により，入学又は転学部等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については，各学部において定める。

第８章　教育課程の編成方針，履修方法等

（教育課程の編成方針）

第42条　各学部は，本学，当該学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（授業科目の区分）

第43条　本学で開設する授業科目は，その内容により共通教育科目及び専門科目に分ける。

（授業科目，その単位数及び履修方法）

第44条　授業科目，その単位数及び履修方法については，各学部において定める。ただし，共通教育科目の授業科目及び単位数については，別表第３に掲げるとおりとするほか，教育職員免許状の取得に必要な教育職員免許法施行規則第66条の６に規定する科目並びに教育職員免許法施行規則第４条及び第５条に規定する教科に関する科目は，別に定める。

（授業の方法等）

第45条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　学部及び全学教育機構は，文部科学大臣が別に定めるところにより，前項に規定する授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　学部及び全学教育機構は，第１項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

4　学部及び全学教育機構は，文部科学大臣が別に定めるところにより，第１項の授業の一部を，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5　卒業に必要な所定の単位数のうち，前３項に規定する授業の方法により修得する単位数は，60単位を超えないものとする。

6　前項の規定にかかわらず，卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において，当該単位数のうち，第１項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは，

第２項から第４項までに規定する授業の方法により修得する単位数は，60単位を超えることができるものとする。

（単位の計算方法）

第46条　授業科目の単位の計算方法は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，次の基準によるものとする。

一　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

二　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，別に定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

２　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前項各号に規定する基準により，別に定める時間の授業をもって１単位とする。

３　前２項の規定にかかわらず，卒業論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは，各学部において単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第47条　授業科目を履修し，その試験に合格した者には，所定の単位を授与する。ただし，前条第３項に規定する授業科目については，適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第47条の２　本学は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに１年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　本学は，学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準に従って適切に行うものとする。

（成績の評価）

第48条　授業科目の試験の成績は，秀，優，良，可及び不可の５種の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とする。ただし，必要と認める場合は，合格及び不合格の評語を用いることができる。

（他の学部の授業科目の履修等）

第49条　学生は，他の学部の授業科目を履修し，又は聴講することができる。

２　前項の規定により他の学部が開設する専門科目を履修した場合は，12単位を超えない範囲で本学の卒業に必要な単位に算入することができる。

３　他の学部における授業科目の履修等に関し必要な事項は，各学部において定める。

第49条の２　学生は，当該学生が所属する学部の長が教育上有益と認めるときは，本学大学院の研究科の授業科目を履修することができる。

２　学生が，本学大学院の研究科の授業科目を履修することに関し必要な事項は，別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修）

第50条　学部において教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき，学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

２　前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は，60単位を超えない範囲で，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前項の規定は，学部において教育上有益と認めるときは，第57条第１項に規定する休学により学生が外国の大学又は短期大学（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

４　第２項の規定は，学部において教育上有益と認めるときは，学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修して修得した単位及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位について準用する。
５　第１項の規定により他大学等において授業科目を履修した期間は，本学の在学期間に算入する。
６　他大学等及び外国の大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は，各学部において定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第51条　学部において教育上有益と認めるときは，学生の行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修（平成３年文部省告示第68号）を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
２　前項の規定により与えることができる単位数は，前条第２項から第４項まで並びに第61条第２項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
３　第１項に規定する大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は，各学部において定める。

（入学前の既修得単位の取扱い）

第52条　学部において教育上有益と認めるときは，学生が入学前に大学又は短期大学（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　学部において教育上有益と認めるときは，学生が入学前に行った前条第１項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
３　前２項の規定により，修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第50条第２項及び第３項並びに第61条第２項の規定により修得したものとみなす単位数並びに前条第２項の規定により与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
４　入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は，各学部において定める。

（教育課程の計画的特例履修）

第52条の２　各学部は，本学と外国の大学等との間において締結した交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。）に基づく留学により，第29条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を学生が申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。
２　前項による計画的な教育課程の修業年限は，第31条に定める在学期間を超えることはできない。

第９章　卒業，学位及び教育職員免許状

（卒業）

第53条　本学に，第29条に定める修業年限（第41条の規定により，在学すべき年数を定められた者は，当該年数）以上在学し，学部において定める授業科目を履修し，所定の単位数を修得した者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第54条　本学を卒業した者に対し，学士の学位を授与する。

（学位規程）

第55条　学位に関し必要な事項は，信州大学学位規程（平成16年信州大学規程第19号）において定める。

（教育職員免許状授与の所要資格）

第56条　教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　本学において，教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は，別表第２に掲げるとおりとする。

第10章　休学，復学，転学，留学，退学及び除籍
（休学）
第57条　疾病その他の理由により引き続き３月以上修学することができない者は，医師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て，その許可を得て休学することができる。
２　休学期間は，引き続き１年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，１年を超えて許可することができる。
３　休学期間は通算して，４年（医学部医学科にあっては，６年）を超えることはできない。
（休学期間の取扱い）
第58条　前条に定める休学期間は，第31条の在学期間に算入しない。
（復学）
第59条　休学期間が満了した学生は，復学しなければならない。
２　休学期間中にその理由が消滅した場合は，学長の許可を得て復学することができる。
３　疾病により休学した者が復学を願い出るときは，医師の診断書を添付しなければならない。
（転学）
第60条　他の大学へ転学しようとするときは，所定の手続により願い出て，学長の許可を受けなければならない。
（留学）
第61条　学部において教育上有益と認めるときは，外国の大学等との協議に基づき，学生が当該外国の大学等に留学することを認めることができる。
２　第50条第２項及び第５項の規定は，前項の規定により外国の大学等へ留学する場合に準用する。
３　留学に関し必要な事項は，各学部において定める。
（退学）
第62条　退学しようとする者は，理由を付して所定の手続により願い出て，学長の許可を受けなければならない。
（除籍）
第63条　次の各号の一に該当する者は，当該学部の教授会の議を経て，学長が除籍する。
一　授業料の納付期限を経過し，督促してもなお納付しない者
二　疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
三　第31条に定める在学期間を超えて，なお所定の課程を修了できない者
四　第57条第３項に定める休学期間を超えて，なお修学できない者
五　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち，免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で，その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
六　入学料の徴収猶予を許可された者で，その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第11章　賞罰
（表彰）
第64条　学生として表彰に価する行為があった者は，学部長の推薦により，学長が表彰することができる。
（懲戒）
第65条　本学の規則に違反し，又は学生としての本分に反する行為をした者は，学部長の申

請により国立大学法人信州大学教育研究評議会の議を経て，学長が懲戒を行う。
２　前項の懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。
３　学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は，別に定める。

第12章　学生寄宿舎

（学生寄宿舎）

第66条　本学に，学生寄宿舎を置く。

（入舎の手続）

第67条　学生寄宿舎に入舎を希望する者は，所定の手続により当該寄宿舎を管理する学部長等に願い出て許可を受けなければならない。
２　入舎を許可された者は，別に定める学生寄宿舎に関する規程に従わなければならない。

第13章　科目等履修生

（科目等履修生）

第68条　本学の学生以外の者で，本学が開設する一又は複数の授業科目を履修し，単位を取得しようとする者がある場合は，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。
２　科目等履修生の入学の時期は，原則として毎学期の始めとする。

（出願手続）

第69条　科目等履修生として入学を志願する者は，必要書類を提出するとともに，検定料を納めなければならない。

（入学許可）

第70条　科目等履修生として選考に合格し，入学料を納めた者に対し，入学を許可する。

（授業料）

第71条　科目等履修生は，履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

（単位の授与）

第72条　科目等履修生が履修した授業科目については，試験の上，単位を与える。

（単位修得証明書）

第73条　科目等履修生には，その履修した授業科目について，別に定めるところにより，単位修得証明書を交付する。

（科目等履修生への規定の準用）

第74条　本章に定めるもののほか，科目等履修生については，本学の学生に関する規定を準用する。

第14章　研究生

（研究生）

第75条　本学において，特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，当該学部又は全学教育機構の教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することがある。
２　在学期間は，２年以内とし，さらに研究を続けようとする場合には，延期を願い出て許可を受けなければならない。

（出願資格）

第76条　研究生として志願することのできる者は，大学を卒業した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

（出願手続）

第77条　研究生として入学を志願する者は，必要書類を提出するとともに，検定料を納めなければならない。

（入学許可）

第78条　研究生として選考に合格し，入学料を納めた者に対し，入学を許可する。

（授業料）

第79条　研究生は，所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

（研究生への規定の準用）

第80条　本章に定めるもののほか，研究生については，本学の学生に関する規定を準用する。

第15章　聴講生

（聴講生）

第81条　本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，当該学部又は全学教育機構の教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生の入学の時期は，原則として毎学期の始めとする。

（出願手続）

第82条　聴講生として入学を志願する者は，必要書類を提出するとともに，検定料を納めなければならない。

（入学許可）

第83条　聴講生として選考に合格し，入学料を納めた者に対し，入学を許可する。

（授業料）

第84条　聴講生は，履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

（聴講証明書及び単位修得証明書）

第85条　聴講生が聴講した授業科目については，別に定めるところにより，聴講証明書を交付する。

２　聴講生から，教育職員免許法に基づく教育職員の免許状授与の所要資格の取得に必要な単位修得の証明書の発行の願出があったときは，試験に合格した授業科目について，審査の上，単位修得証明書を交付する。

（聴講生への規定の準用）

第86条　本章に定めるもののほか，聴講生については，本学の学生に関する規定を準用する。

第16章　特別聴講学生

（特別聴講学生）

第87条　他大学等（外国の大学等及び高等専門学校を含む。以下この条において同じ。）の学生で，本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは，当該他大学等との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

（入学の時期）

第88条　特別聴講学生の入学の時期は，原則として毎学期の始めとする。

２　前項の規定にかかわらず，当該学生が外国の大学等に在学中の学生で，特別の事情がある場合の受入れ時期は，各学部又は全学教育機構においてその都度定めることができる。

（検定料及び入学料）

第89条　特別聴講学生の検定料及び入学料は，徴収しない。

（授業料）

第90条　特別聴講学生の授業料の額は，聴講生の額と同額とし，履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

（授業料の不徴収）

第91条　前条の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は，徴収しない。

一　国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学及び短期大学をいう。）又は国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき設置される高等専門学校をいう。）の学生

二　大学間相互単位互換協定（授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）の学生

（特別聴講学生への規定の準用）

第92条　本章に定めるもののほか，特別聴講学生については，本学の学生に関する規定を準用する。

（特別聴講学生に関する細目）

第93条　特別聴講学生に関し必要な事項は，各学部及び全学教育機構において定める。

第17章　外国人留学生

（外国人留学生）

第94条　外国人で，我が国において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することができる。

第95条　削除

（協定留学生の授業料等の不徴収）

第96条　交流協定（授業料等の不徴収が規定されているものに限る。）に基づく外国人留学生に係る授業料，入学料及び検定料は，徴収しない。

（外国人留学生への規定の適用）

第97条　本章に定めるもののほか，外国人留学生については，本学の学生の規定を適用する。

第18章　授業料，入学料，検定料及び寄宿料

（授業料等の徴収方法）

第98条　授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は，別に定める。

（退学等の場合の授業料）

第99条　退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は，その期の授業料を納付しなければならない。

２　停学を命ぜられた者は，その期間中の授業料を納付しなければならない。

３　授業料，入学料，検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は，別に定める。

（授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予）

第100条　経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は，授業料，入学料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し，又は徴収を猶予することがある。

２　前項に定めるもののほか，学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は，後期分の授業料の全部を免除することがある。

３　授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は，別に定める。

（既納の授業料等）

第101条　納付した授業料，入学料，検定料及び寄宿料は，返還しない。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する場合には，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返還する。

一　入学を志願したときに納付した検定料であって，２段階選抜による第１段階目の選抜で不合格になった者の第２段階目の選抜に係る検定料相当額

二　入学を志願したときに検定料を納付した者が，出願受付後，大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願の資格がないことが判明した場合は，前号の規定に準ずる検定料相当額

三　入学を許可されたとき納付した授業料であって，３月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

四　前期分授業料徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

五　前期分授業料徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，前条第２項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

（科目等履修生，研究生等の授業料等）
第102条　科目等履修生，研究生及び聴講生の授業料，入学料及び検定料の額は，別に定める額とする。

第19章　通信教育，特別の課程及び公開講座
（通信教育）
第103条　本学は，別に定めるところにより，通信による教育を行うことができる。
（特別の課程）
第103条の２　本学は，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。
２　特別の課程に関し必要な事項は，別に定める。
（公開講座）
第104条　本学は，社会人の教養を高め文化の向上に資するため，公開講座を開設することができる。
２　前項に定めるもののほか，教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところにより公開講座を開設することができる。
３　公開講座の実施その他に関し必要な事項は，別に定める。

第20章　補則
（規程等への委任）
第105条　この学則に定めるもののほか，本学の組織，管理及び運営の細目その他本学に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
１　この学則は，平成16年４月７日から施行し，平成16年４月１日から適用する。ただし，第38条第５項の規定は，平成17年４月１日から施行する。
２　経済学部経済学科の平成16年度及び平成17年度における収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第１のとおりとする。
３　医学部医学科の平成16年度における収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第２のとおりとする。
４　医学部保健学科の平成16年度及び平成17年度における収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第３のとおりとする。
５　廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された信州大学（以下「旧大学」という。）の信州大学学則等を廃止する規程（平成16年信州大学規程第437号）に基づき廃止する信州大学学則（平成７年信州大学規程第261号。以下「旧学則」という。）の規定により，旧大学に入学した学生が在学しなくなる日までの間，存続するとされた旧大学の学科及び課程に関する旧学則の規定は，当該学生が国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学（以下「新大学」という。）に在学しなくなる日までの間，平成16年４月１日以後も，なおその効力を有する。
６　旧学則の規定により，旧大学に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧学則の規定は，別表第２教育職員免許状の種類の規定にかかわらず，当該学生が新大学に在学しなくなる日までの間，平成16年４月１日以後も，当該学生に対して，なおその効力を有する。
附則別表第１（附則第２項関係）

区　　　分	収　容　定　員	
	平成16年度	平成17年度

経済学部	経済学科	580(40)	560(40)

注；収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で，内数である。

附則別表第２（附則第３項関係）

区分		収容定員
		平成16年度
医 学 部	医 学 科	590(15)

注；収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で，内数である。

附則別表第３（附則第４項関係）

区分			収容定員	
			平成16年度	平成17年度
医 学 部	保健学科	看護学専攻	140	220(10)
		検査技術科学専攻	74	114(3)
		理学療法学専攻	36	56(2)
		作業療法学専攻	36	56(2)

注；収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で，内数である。

附　則（平成16年４月22日平成16年度学則第１号）

この学則は，平成16年４月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

附　則（平成16年９月16日平成16年度学則第３号）

この学則は，平成16年９月16日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

附　則（平成17年３月17日平成16年度学則第４号）

1　この学則は，平成17年４月１日から施行する。

2　経済学部経済システム法学科の平成17年度から平成19年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第２項関係）

区分		収容定員		
		平成17年度	平成18年度	平成19年度
経済学部	経済システム法学科	290(20)	280(20)	270(20)

注；収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で，内数である。

附　則（平成18年２月16日平成17年度学則第２号）

この学則は，平成18年２月16日から施行する。

附　則（平成18年３月16日平成17年度学則第４号）

1　この学則は，平成18年４月１日から施行する。

2　平成18年３月31日に在学する者の共通科目に係る部分については，この学則による改正後の第43条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成18年７月20日平成18年度学則第１号）

この学則は，平成18年７月20日から施行する。

附　則（平成18年10月19日平成18年度学則第２号）

この学則は，平成18年10月19日から施行する。

附　則（平成18年12月21日平成18年度学則第３号）

この学則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月19日平成18年度学則第６号）

1　この学則は，平成19年４月１日から施行する。

2　平成19年３月31日に在学する者については，この学則による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，この学則による改正後の別表第２教育職員免許状の種類の項中養護学校教諭一種免許状を特別支援学校教諭一種免許状に改める規定については，この限りでない。

附　則（平成19年７月６日平成19年度学則第１号）

この学則は，平成19年７月６日から施行する。

附　則（平成19年12月26日平成19年度学則第２号）

この学則は，平成19年12月26日から施行する。

附　則（平成20年１月17日平成19年度学則第４号）

この学則は，平成20年１月17日から施行する。

附　則（平成20年３月19日平成19年度学則第５号）

1　この学則は，平成20年４月１日から施行する。

2　平成20年３月31日に教育学部学校教育教員養成課程及び養護学校教員養成課程に在学する者の，取得できる教育職員の免許状の種類は，この学則による改正後の別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例とする。

3　医学部医学科の平成20年度から平成24年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第１のとおりとする。

4　平成20年３月31日に置かれている工学部社会開発工学科は，この学則による改正後の規定にかかわらず，同日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。この場合において，当該学科の平成20年度から平成22年度までにおける収容定員は，附則別表２のとおりとし，当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は，なお従前の例による。

5　工学部の平成20年度から平成22年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第３のとおりとする。

6　平成20年３月31日に置かれている繊維学部応用生物科学科，繊維システム工学科，素材開発化学科，機能機械学科，精密素材工学科，機能高分子学科及び感性工学科は，この学則による改正後の規定にかかわらず，同日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。この場合において，当該学科の平成20年度から平成22年度までにおける収容定員は，附則別表４のとおりとし，当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は，なお従前の例による。

7　繊維学部先進繊維工学課程，機能機械学課程，感性工学課程，応用化学課程，材料化学工学課程，機能高分子学課程，バイオエンジニアリング課程，生物機能科学課程及び生物資源・環境科学課程の平成20年度から平成22年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第５のとおりとする。

附則別表第１（附則第３項関係）

区　分		収　容　定　員				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学部	医学科	595（15）	600（10）	605（5）	610	620

注：収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で内数である。

附則別表第２（附則第４項関係）

区　分		収　容　定　員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
工学部	社会開発工学科	285	190	95

附則別表第３（附則第５項関係）

区　　　　分		収　　容　　定　　員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
工学部	機械システム工学科	320	320	323（3）
	電気電子工学科	380	380	383（3）
	土木工学科	45	90	137（2）
	建築学科	50	100	152（2）
	物質工学科	240	240	243（3）
	情報工学科	360	360	365（5）
	環境機能工学科	200	200	202（2）
	各学科共通	40	40	20

注：収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で内数である。

附則別表第４（附則第６項関係）

区　　　　分		収　　容　　定　　員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
繊維学部	応用生物科学科	90	60	30
	繊維システム工学科	117	78	39
	素材開発化学科	117	78	39
	機能機械学科	129	86	43
	精密素材工学科	117	78	39
	機能高分子学科	138	92	46
	感性工学科	117	78	39
	学科共通	20	20	10

附則別表第５（附則第７項関係）

区　　　　分		収　　容　　定　　員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
繊維学部	先進繊維工学課程	30	60	91（1）
	機能機械学課程	30	60	91（1）
	感性工学課程	30	60	91（1）
	応用化学課程	37	74	112（1）
	材料化学工学課程	37	74	112（1）
	機能高分子学課程	36	72	110（2）
	バイオエンジニアリング課程	25	50	76（1）
	生物機能科学課程	25	50	76（1）
	生物資源・環境科学課程	25	50	76（1）

注：収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で内数である。

附　則（平成20年９月18日平成20年度学則第１号）

この学則は，平成20年９月18日から施行する。

附　則（平成21年３月19日平成20年度学則第２号）

1　この学則は，平成21年４月１日から施行する。

2　医学部医学科の平成21年度から平成29年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成30年度から平成34年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第２項関係）

収容定員及び入学定員																								
区分		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	605 (10)	110	615 (5)	110	625	110	640	110	655	110	660	110	660	110	660	110	660	110	650	640	630	620	610

注：収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で内数である。

附　則（平成21年５月21年平成21年度学則第１号）

この学則は，平成21年５月21日から施行し，平成21年４月１日から適用する。ただし，第12条第１項の改正規定並びに第15条及び第24条の次にそれぞれ１条を加える改正規定については，平成21年10月１日から施行する。

附　則（平成22年３月26日平成21年度学則第３号）

１　この学則は，平成22年４月１日から施行する。

２　医学部医学科の平成22年度から平成31年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成32年度から平成36年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第２項関係）

収容定員及び入学定員																										
区分		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	618 (5)	113	631	113	649	113	667	113	675	113	678	113	678	113	678	113	668	103	658	103	645	632	619	606	603

注：収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で内数である。

附　則（平成22年12月16日平成22年度学則第２号）

この学則は，平成22年12月16日から施行する。

附　則（平成23年３月29日平成22年度学則第４号）

１　この学則は，平成23年４月１日から施行する。

２　医学部医学科の平成23年度から平成31年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成32年度から平成36年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第２項関係）

区分		収容定員及び入学定員																						
		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	633	115	653	115	673	115	683	115	688	115	690	115	690	115	680	105	670	105	655	640	625	610	605

附　則（平成24年３月29日平成23年度学則第１号）

1　この学則は，平成24年４月１日から施行する。

2　教育学部の学校教育教員養成課程，生涯スポーツ課程及び教育カウンセリング課程の平成24年度から平成26年度における収容定員は，この学則による改正後の別表第１の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

3　平成24年３月31日に教育学部の学校教育教員養成課程，特別支援学校教員養成課程及び工学部環境機能工学科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は，この学則による改正後の別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附則別表（附則第２項関係）

区分		収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育学部	学校教育教員養成課程	850	860	870
	生涯スポーツ課程	115	110	105
	教育カウンセリング課程	75	70	65

附　則（平成25年　月　日平成24年度学則第　号）

1　この学則は，平成25年４月１日から施行する。

2　平成25年３月31日に置かれている人文学部の人間情報学科及び文化コミュニケーション学科は，この学則による改正後の規定にかかわらず，同日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間，存続するものとする。この場合において，当該学科の平成25年度から平成27年度までにおける収容定員は，附則別表第１のとおりとし，当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は，なお従前の例による。

附則別表第１（附則第２項関係）

区分		収容定員		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
人文学部	人間情報学科	250（10）	170（10）	85（5）
	文化コミュニケーション学科	235（10）	160（10）	80（5）

注：収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で，内数である。

3　人文学部人文学科の哲学・芸術論コース，文化情報論・社会学コース，心理学・社会心理学コース，歴史学コース，比較言語文化コース，英米言語文化コース及び日本言語文化コースの平成25年度から平成27年度までにおける収容定員は，この学則による改正後の別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第２のとおりとする。

附則別表第２（附則第３項関係）

区　　分			収　容　定　員		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
人文学部	人文学科	哲学・芸術論コース	20	40	60
		文化情報論・社会学コース	15	30	45
		心理学・社会心理学コース	15	30	45
		歴史学コース	25	50	75
		比較言語文化コース	30	60	90
		英米言語文化コース	25	50	75
		日本言語文化コース	25	50	75
		各コース共通			5（5）

注：収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で，内数である。

4　医学部医学科の平成25年度から平成31年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成32年度から平成36年度までにおける収容定員は，別表第１収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第３のとおりとする。

附則別表第３（附則第４項関係）

区分		収　容　定　員　及　び　入　学　定　員																		
		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	678	120	693	120	703	120	710	120	715	120	710	110	700	110	680	660	640	620	610

別表第１（第11条関係）

収　　容　　定　　員　　表

区	分			収容定員	入学定員	第３年次 編入学定員
人文学部	人文学科	哲学・芸術論コース		80	20	
		文化情報論・社会学コース		60	15	
		心理学・社会心理学コース		60	15	
		歴史学コース		100	25	
		比較言語文化コース		120	30	
		英米言語文化コース		100	25	
		日本言語文化コース		100	25	
		各コース共通		10（10）		5
	計			630（10）	155	5
教育学部	学校教育教員養成課程			880	220	
	特別支援学校教員養成課程			80	20	
	生涯スポーツ課程			100	25	
	教育カウンセリング課程			60	15	
	計			1,120	280	
経済学部	経済学科			540（40）	125	20
	経済システム法学科			260（20）	60	10
	計			800（60）	185	30
理学部	数理・自然情報科学科			220	55	
	物理科学科			140	35	
	化学科			140	35	
	地質科学科			120	30	
	生物科学科			120	30	
	物質循環学科			100	25	
	各学科共通			20（20）		10
	計			860（20）	210	10
医学部	医学科			600	100	
	保健学科	看護学専攻		300（20）	70	10
		検査技術科学専攻		154（ 6）	37	3
		理学療法学専攻		76（ 4）	18	2
		作業療法学専攻		76（ 4）	18	2
	計			1,206（34）	243	17
工学部	機械システム工学科			326（ 6）	80	3
	電気電子工学科			386（ 6）	95	3
	土木工学科			184（ 4）	45	2
	建築学科			204（ 4）	50	2
	物質工学科			246（ 6）	60	3
	情報工学科			370（10）	90	5
	環境機能工学科			204（ 4）	50	2
	計			1,920（40）	470	20
農学部	食料生産科学科			248	62	
	森林科学科			244	61	
	応用生命科学科			208	52	
	各学科共通			20（20）		10
	計			720（20）	175	10

繊維学部	先進繊維工学課程	122（ 2）	30	1
	感性工学課程	122（ 2）	30	1
	機能機械学課程	122（ 2）	30	1
	バイオエンジニアリング課程	102（ 2）	25	1
	応用化学課程	150（ 2）	37	1
	材料化学工学課程	150（ 2）	37	1
	機能高分子学課程	148（ 4）	36	2
	生物機能科学課程	102（ 2）	25	1
	生物資源・環境科学課程	102（ 2）	25	1
	計	1,120（20）	275	10
合計		8,376（204）	1,993	102

注：　収容定員欄の括弧書きは，第３年次編入分で，内数である。

別表第２（第56条関係）

教　育　職　員　免　許　状　の　種　類

学部名	学　科　名　等		教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文学部	人文学科	哲学・芸術論コース	高等学校教諭一種免許状	公民
		歴史学コース	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		英米言語文化コース	中学校教諭一種免許状	英語
			高等学校教諭一種免許状	英語
		日本言語文化コース	中学校教諭一種免許状	国語
			高等学校教諭一種免許状	国語
教育学部	学校教育教員養成課程 特別支援学校教員養成課程		幼稚園教諭一種免許状	
			小学校教諭一種免許状	
			中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
			特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
	生涯スポーツ課程		中学校教諭一種免許状	保健体育
			高等学校教諭一種免許状	保健体育
理学部	数理・自然情報科学科		中学校教諭一種免許状	数学
			高等学校教諭一種免許状	数学
	物理科学科		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	化学科		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	地質科学科		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	生物科学科		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	物質循環学科		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	機械システム工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	土木工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	建築学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	物質工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	情報工学科	数学コース	高等学校教諭一種免許状	数学
		情報コース	高等学校教諭一種免許状	情報
	環境機能工学科		中学校教諭一種免許状	理科

			高等学校教諭一種免許状	理科，工業
農学部	食料生産科学科	理科コース	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	森林科学科	理科コース	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	応用生命科学科	理科コース	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
繊維学部	先進繊維工学課程		高等学校教諭一種免許状	工業
	感性工学課程		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	機能機械学課程		高等学校教諭一種免許状	工業
	バイオエンジニアリング課程		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	応用化学課程		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	材料化学工学課程		高等学校教諭一種免許状	工業
	機能高分子学課程		高等学校教諭一種免許状	工業
	生物機能科学課程		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	生物資源・環境科学課程		中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
備考　免許教科又は特別支援教育領域欄のうち，特別支援教育領域とは，知的障害者，肢体不自由者，病弱者をいう。				

別表第３（第44条関係）

授業科目及び単位数

共通教育科目

科目区分		授業科目	単位数	備考
教養科目		（環境科学群）		
		環境の構造と動態	2	
		環境と社会	2	
		環境と技術	2	
		（人文科学群）		
		精神と思想	2	
		言語と表現	2	
		人類の歴史と発展	2	
		（社会科学群）		
		日本社会の諸相	2	
		ヨーロッパ社会の諸相	2	
		アメリカ（北，中，南米）社会の諸相	2	
		アジア・アフリカ社会の諸相	2	
		法・政治・経済の諸相	2	
		（自然科学群）		
		人間の生と行動	2	
		生物の世界	2	
		物質の構造と動態	2	
		地球と宇宙	2	
		数理・情報の世界	2	
		（芸術・スポーツ群）		
		芸術	2	
		スポーツ科学の諸相	2	
		スポーツ実践演習	2	
基礎科目	外国語科目	英語	１又は２	
		ドイツ語	１又は２	
		フランス語	１又は２	
		中国語	１又は２	
		ハングル	１又は２	
		ロシア語	１又は２	
		スペイン語	１又は２	
	健康科学科目	健康科学・理論と実践	2	
	新入生ゼミナール科目	新入生ゼミナール	2	
	基礎科学科目	数学	2	
		物理学	2	
		化学	2	
		生物学	2	
		地学	2	
		基礎科学実験	2	
日本語・日本事情	日本語・日本事情科目	日本語	1	外国人留学生対象
		日本事情	2	